

仙北市ほっと安心ねっと利用事業者情報提供要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市内で住居している高齢者及び障害者世帯のうち、情報を受けることに対して不便な世帯へ事業者情報を提供することに関し必要な事項を定める。

(名簿の作成)

第2条 特定非営利活動法人きたうら花ねっとは、事業者等の情報提供のために高齢者及び障害者世帯等利用事業者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

(登録事業者)

第3条 名簿に登録できる事業者は、仙北市内に事業所、営業所及び団体事務所等を有する高齢者及び障害者世帯の生活を維持するために必要な事項について対応できる事業者、ボランティア団体及び事業組合等とする。

(登録の申請)

第4条 名簿に登録しようとする事業者等は、仙北市ほっと安心ねっと利用事業者名簿登録申請書（様式第1号）を提出する。

(名簿の登録)

第5条 特定非営利活動法人きたうら花ねっとは、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、名簿に登録する。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) そのほか、特定非営利活動法人きたうら花ねっとが名簿登録について不相当と認めたとき。

2 名簿の登録は、申請した年度内に限り有効とする。

(登録の変更)

第6条 登録した事業者等で、変更が生じた場合は仙北市ほっと安心ねっと利用事業者名簿登録変更届（様式第2号）を提出する。

(登録の終了)

第7条 登録した事業者等で、登録を終了する場合は仙北市ほっと安心ねっと利用事業者名簿登録終了届（様式第3号）を提出する。

(名簿の抹消)

第8条 特定非営利活動法人きたうら花ねつとは、名簿登録者事業者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、名簿から当該事業者に関する事項を抹消することができる。この場合、事業者に損害が生じても、特定非営利活動法人きたうら花ねつとはその責めを負わない。

- 2 名簿の抹消は、仙北市ほっと安心ねつと利用事業者名簿抹消書（様式第4号）をもって行う。

(経費等の負担)

第9条 特定非営利活動法人きたうら花ねつとは、本要綱により名簿登録した事業者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(情報提供)

第10条 特定非営利活動法人きたうら花ねつとは、高齢者及び障害者世帯の利便のため、名簿に関する情報を広く市民と共に共有できる環境に配慮する。

(名簿の利用)

第11条 名簿に登録された事業者との契約に関する一切は、高齢者及び障害者世帯と事業者の責任の基で行う。

- 2 高齢者及び障害者世帯を除く世帯と名簿に登録された事業者との契約に関する一切は、従前の例による。

附則 この要綱は、平成24年 2月 7日から施行する。